

令和4年度第1回国立市自転車対策審議会

令和5年2月20日

【事務局（中村）】 では、定刻になりましたので、本日は大変お忙しい中、令和4年度第1回の自転車対策審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

まず人事異動等によりまして、新たに委員になられ、本日初めての御出席となる方、また、市民委員につきましては任期満了に伴い、今年度より新しい方々に代わっておりますので、改めて自己紹介をしていただければと思っております。

まず、奥の斎藤委員から順番に自己紹介をしていただければと。お願いします。

【斎藤委員】 私、国土交通省の相武国道事務所の交通対策課長をしております斎藤と申します。私のほうは、令和3年、昨年度から交通対策課の課長として入って、この委員になっております。よろしく願いいたします。

【宮田委員】 私、東京都北多摩北部建設事務所補修課長の宮田と申します。私も令和3年度から補修課長ということでやらせていただいております。よろしくお願いします。

【江藤委員（新井委員代理）】 失礼いたします。本日出席予定だった新井の代わり名代でございます。立川警察署交通総務係長をやっております江藤と申します。本日よろしく願いいたします。

【榎本委員】 JR東日本八王子支社の榎本と申します。どうぞよろしくお願いします。

【横田委員】 初めまして、横田亜紗子と申します。市民委員というお仕事というか役割も今年度初めて経験するので、皆様に教わりながらなんですけれども、私が市民委員になろうと思ったのが、今子育て中で3人の子供がいるんですが、小学生が2人と、あと幼稚園に通っている娘が1人います。私は国立富士見台団地の自治会のほうで住宅環境部の役員もさせてもらっている観点から、そういった視点からも、この自転車のことに関して国立市がどういう政策を進めていっているのかどうか詳しく知りたくて参加させていただいております。よろしく願いいたします。

【一ノ瀬委員】 初めまして、一ノ瀬はるかと申します。私も市民委員、初めて参加させていただくのでいろいろ御指導いただければと思うんですけれども、まず国立に今住んでおまして、毎朝自分で自転車で通勤しているというのと、あと今企業で経営企画のほうをやっております、民間とはまた別のお仕事ということで、どういったふうにお仕事を進められていらっしゃるのかとか、そういうノウハウも一緒に習得できたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【根岸委員】 おはようございます。初めまして、私、国立市商工会から参りました根岸と申します。商工会では飲食部会の部会長を仰せつかっております。商工業者の立場から自転車について発言できればと思います。今後ともよろしくお願いします。

【事務局（中村）】 ありがとうございます。自転車商工組合の田中委員は欠席の連絡をいただいています。あと、板坂委員が遅れていらっしゃるということで、現状で国立市自転車安全利用促進条例施行規則の第27条第2項に基づきまして、委員の半数以上に御出席をいただきましたので、審議会の成立を認め、開会といたします。

また、会長につきましては、引き続き、学識経験者の埼玉大学准教授、小嶋委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

【小嶋会長】 埼玉大学の小嶋です。本日リモートでの参加で申し訳ございません。どうぞよろし

くお願いいたします。

【事務局（中村）】 お願いします。会長のほうから御挨拶を少しいただけますでしょうか。

【小嶋会長】 すいません。改めまして、埼玉大学の小嶋です。よろしくお願いいたします。

勤め先は埼玉大学なんですけれども、実家が調布にありまして、国立のほうにも個人的にすごく親しみを持っている地域でして、こちらのほうで自転車の会議に参加させていただくことを本当に光栄に思っております。

大学では、歩行者、自転車の交通安全ですとか、交通が専門なんですけど、どちらかというと大きい道路よりは小さい住宅街の道路の交通安全のようなことを専門でやっております。ぜひ皆様からも御意見をいただきながら、自転車の安全な利用、有効な利用について皆様と検討していければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【事務局（中村）】 ありがとうございます。本日の進行につきましては、小嶋委員長に代わりまして事務局のほうで行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入る前に資料の確認を事務局のほうから、すいません。お願いします。

【事務局（荻原）】 では、私のほうから今日お配りした資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず1枚目が次第のA4、1枚になっていまして、もう1枚単体でみなさまの名簿を入れさせていただいております。次に、クリップで留めてある資料が2つありまして、1つ目が資料1ということで今日の全体の流れといいますか、説明させていただく内容となります。もう一つのクリップのほうは参考資料1、2、3-1、3-2ということで自転車ナビマークの設置箇所のA3版の地図1枚と、自転車ルールのチラシでA4の紙が1枚、それとコミュニティサイクル関係で、資料3-1の説明と、2枚目がポートの設置箇所を示したA4の地図を1枚入れさせていただいております。何か足りないもの等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ということで、本日の資料の説明を終わらせていただきます。

【事務局（浪越）】 こちらから、事務局のほうで進行を務めさせていただきます交通係の浪越と申します。よろしくお願いいたします。まず座って説明をさせていただきます。

資料の確認が終わりましたので、まず議題の報告1、自転車交通空間整備について御説明いたします。荻原のほうから説明させていただきます。

【事務局（荻原）】 では、私のほうから、まず資料1の説明をさせていただきます。それと、資料とあわせて、青い冊子「自転車安全利用促進計画」を配らせていただきました。こちらは2019年11月に策定したのですが、基本的にはこちらの内容に沿って中身をどれだけ進めたか説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず資料1の1ページ目を御覧ください。令和4年度自転車安全利用促進計画の推進状況について説明させていただきます。こちら、先ほど説明しました令和元年、2019年の11月に策定した計画に基づいて実施をしております。

まず1つ目が自転車通行空間の環境整備となります。令和4年度に実施したことといたしましては、参考資料1のA3の地図と一緒にいただくと分かりやすいかなと思いますが、自転車ナビマークの設置を進めております。令和4年度は赤い点線のところで、過去に実施したところが赤い実線となっております。

令和4年度としましては、まず富士見通り、国立駅から南西に伸びている、斜めの点線となってい

るところなんですけれども、そこから始めまして、突き当たりで南のほうに一直線に伸びているところにナビマークを設置いたしました。

また、黄色い線の一本下の東西に伸びているところですが、こちらは団地通りでその点線になっている部分、こちらは令和2、3年度から継続して今設置を進めているところでございます。それ以外は北大通りですとか、ほかにさくら通りは黄色い実線の部分ですが、こちらは自転車ナビマークではなく自転車道を設置しまして、その整備が終わっているところでございます。令和5年度の予定としましては、青い実線ですが、学園通りに設置を進めていく予定です。ここまでナビマークの今までの経過と今後の計画について説明をさせていただきました。

また、ナビマーク設置による効果を検証するというので、資料1のほうの1ページに戻っていただければと思いますが、その地図を載せている場所において、自転車マナーの調査を行っております。2ページ目を御覧いただくと、場所としては駅前のところの通りなんですけれども、12月21日、ナビマーク設置前と3月30日、ナビマーク設置後において、そこで定点調査みたいなことをいたしました。そちらが自転車の通行数と実際にルールを守って走っていた方、ルールを守っていなかった方の数字になります。設置前がその時間帯、1時間において自転車の通行数が128件ありまして、交通ルールを守っていた方が94件、パーセントで言いますと73%弱、交通ルールを守っていなかった方が34件で26%ほどとなっております。その後、設置した後の調査におきましては、時間帯と天候が一緒の日を選ばせていただきまして、3月30日で自転車の通行数が144件、交通ルールを守られた方が129件で90%弱、守られていなかった方が15件で10%と、見ていただければ分かると思いますが、ルールを守られた方というのは比較的増えているのではないかとということで簡単な調査にはなるんですが、こちらのほうを出ささせていただいております。

【事務局（浪越）】 ありがとうございます。では、こちらのまず報告1について、皆様から御意見ですとか、聞いておきたいこと等、寄せていただければと思うんですけれども、今回、審議会と申しましても報告案件しかないので、特に堅苦しくなく疑問に思った点を上げていただければと思います。

ちょっと補足として、私自身、実際にこの調査をやったんですけれども、感覚としては、ここは駐輪場の前なんですけど、割と若いお母さん方が、子ども連れを乗せた方が違反されている方というのも結構見受けられたという形です。あとはお年寄りの方なんかは70歳以上の方ですと、法令上、通行は可能になっているので、そういった方も見受けられるんですが、割と若い世代の方々がそういった違反をされている方が多いのかなというふうに感じました。

では、何かこちらの点でお気づきになられた点ですとか、そういったところございますでしょうか。

【横田委員】 では、私、いいですか。

【事務局（浪越）】 どうぞ。

【横田委員】 すみません。今年度の分ではなくて申し訳ないんですけれども、実線のピンクで引いてある地図のほうのナビマークを既に設置済みというところで、ふだんから特に気になっている箇所が1か所ありまして、都立第五商業の南側、さくら通りまで向かう道のところ、一部車道と歩道がかなり狭くなる数十メートルの場所があるんですが、そこは既にナビマークが設置されているということなんですけれども、ナビマークを設置してもここって結局怖くて車道側を自転車が走ることも怖いですし、ガードレールが西側だけあるんですが、結局子供を連れている場合とか、子供の場合は歩道を行ってもよくって、自転車のそのナビマークのところを行ってもよくってという何か曖昧な理解

の部分でどれだけ市民にどう判断して、今ここの細い道を通るとというのが、判断するのも難しいし、実際通る道も狭くて難しいしというところで、ある程度全体で見たときにはナビマークの一定の効果はあると思うんですけども、ナビマークを置いたところで、やっぱりその道の形状が変わらないことにはどうにもならないという場所もあるのかなというふうに印象を受けてはいます。

【事務局（浪越）】 実際にここの五商の南側のところ、急に道が細くなるんですよ。

【横田委員】 そうですね。

【事務局（浪越）】 ポールなんかもうちで立てたりとか、お住まいの方からもいろいろどうにかしてほしいという声があつていろいろ対策はしているんですけども、ちょっと道を細めるような対策をしたりとか、その前の横断歩道にゼブラゾーンを作ったりとかしているんですが、実際にはやっぱり暗くなってくると見えづらくなって、家の壁に突っ込んだりとかということもあるみたいなんですよね。なので、ちょっとここは引き続き懸案事項として続けていきたいと思うのですが、絶対として小学校ですとか、歩道を走っていい自転車が、年代があると思うんですけども、そういう世代に対しては全校で交通安全指導ということを行っていきまして、小学校3年生向けなんですけど、そこでもいろいろ周知しているんですけども、まだまだ自分で判断できない部分とかもあると思うので、その周知もちょっと課題としてやっていければというふうに思います。ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

【小嶋会長】 すいません。そうしたら、小嶋です。よろしいでしょうか。

【事務局（浪越）】 はい。

【小嶋会長】 ありがとうございます。交通ルールの改善が見られるということですのでごくいいと思います。こちらは、具体的にこういう交通ルールの違反があつて、こんなルールが特に少なくなっているというものはございますでしょうか。

【事務局（浪越）】 もう一度すいません。いいですか。

【小嶋会長】 恐れ入ります。こちらの交通ルールの違反というのは、こういったルールの違反が、こういった交通ルールの違反がもともと起こっていて、今回15件に減った中で特にこういう違反が減ったということはございますでしょうか。

【事務局（浪越）】 一番多かったのが、自転車の逆走が多かったです。ナビマークを設置する前に反対車線側を自転車が走っているというのが一番多くて、あともう1件多かったものは歩道上を自転車が走っているというところが多かったです。この2つがほとんどだと思います。

【小嶋会長】 どちらも同じように減って15件になってというところ。

【事務局（浪越）】 そうですね。

【小嶋会長】 ありがとうございます。

【事務局（浪越）】 ほかに御意見ございますか。

先ほど御意見受けました自転車の啓発ですとか、そういった部分は警察さんもいらっしゃるんで、江藤さん、すいません、どういった啓発とか。

【江藤委員（新井委員代理）】 小学校、中学校、高校生に対しては我々交通総務係員2名もしくは3名で毎月全部はいきなりはできないので、年間を通して特に小学生の方に集中してやっております。

【事務局（浪越）】 では、特になければ、この案件に関して最後に御意見等、御質問いただいても構いませんので進めさせていただきます。

では、報告2につきまして、自転車ルールの徹底についてに移ります。説明を荻原が行います。お願いします。

【事務局（荻原）】 そうしましたら、資料1の2ページ目、2の利用ルールの徹底についてを御覧ください。令和4年度に実施したことと、令和5年度の予定として話させていただくんですけども、まず自転車ルールの広報活動というところといたしましては、令和4年11月1日に「自転車安全利用五則」というものが改訂されました。その周知としまして、自転車駐車場利用者さんへの周知ということで、まずこちらの参考資料の2、A4の紙を1枚配らせていただいております。A3の地図の次のところにクリップ留めされていると思いますけれども、市営自転車駐車場の定期利用を申し込んでくださった方にはみなさん、こちらをお渡ししてまして、自転車安全利用新しい五則のほうを1、2、3、4、5で書いてまとめております。

また引き続き、「自転車損害賠償保険」が令和2年4月1日から加入義務になっていると思いますので、そちらのほうも併せて記載をしております。

裏面ですが、こちら後でも話が出るんですが、大学通りとさくら通りで、自転車の通行空間の一方通行であったり、相互通行ということでいろいろな混乱が生まれていますので、そのこの区別として大学通りとさくら通りの2つに関してこういうルールですよというものを、図と併せて載せているというところであります。

こちらで資料2の説明としては以上なんですけれども、この駐輪場の利用者さんへの配付と併せて、市ホームページの修正についても行ってございまして、それが資料1の3ページ目です。ちょっと図が小さくなってしまって申し訳ないんですが、こちらは実際に載せてあるものを切り取って載せたものになりますので、こういう感じで新しいものには変わっていますということです。

先ほど、お話ししました令和2年4月1日より義務化されました保険に関する情報についてもホームページへの掲載であったり、自転車駐車場へのポスター掲示、あわせて駐輪場利用者さんへの啓発として周知を行ってまいりたいと思います。

また、令和5年4月1日より、ヘルメットの着用が子供のみが努力義務となっていたものが全ての自転車利用者に拡大されるということでもありますので、それに関しても併せて啓発、今どういうものかはまだホームページに載せるとかいうことしか決まっていないうんですけれども、具体的な方法なんかも考えていきたいと思っております。

自転車ルールの徹底についてはこちらで以上となります。

【事務局（浪越）】 では、また報告2について委員の方から御意見等いただければと思います。ちょっと自転車ルールの関係なので、立川警察さん、ちょっとすいません。補足で説明ですとか、今年度始まるころですとか説明いただけると大変助かります。

【江藤委員（新井委員代理）】 分かりました。それでは、こちらの資料1のこれのところに書いてあるこちら小さい、上から沿って説明させていただければなと思うんですが、変わりましたと言っても基本的に内容としては特に変わっておりません。言葉が少し変わったただけであって、一番上からいきますと、車道が原則、左側通行、歩道は例外、歩行者優先というのは、以前から決まっていたことで、分かりやすく言葉を換えたということに解していただければよろしいかなと思います。

先ほど事務局の方からもあったんですが、一番下の5番目、ヘルメットの着用についてが一番大きく変わったところかなと思います。我々も4月1日から全員自転車に乗って行くときはヘルメットをかぶるようになりますので、ぜひ皆さんもよろしく願いいたします。購入には少しお金はかかって

しまうんですけれども、大事な体、頭を守るためにぜひ着用をよろしくお願ひいたします。

そのほか1から4に関してはもう見てのとおりでございます。ルールを守っていただければ大丈夫かと思ひます。

以上でございます。

【事務局（浪越）】 ありがとうございます。自転車のルールについては、かなり警察さんのほうも取締りを強化しているところでありまして、今まで赤切符という、切符を切らなかった、積極的に切っていなかったところを今度は違反として罰金ですとか、そういったところも生じるような形に今進めておられるところです。なので、市としても、自転車ルールの徹底というところで進めていければというふうに思っています。

何か聞いておきたいところとか、御質問ありますでしょうか。

【横田委員】 私が見落としていたらあれなんですけれども、こういったもの最後に市報に掲載された記憶とかありますか。

【事務局（浪越）】 市報関係の自転車はこの五則についても載せている……。

【事務局（荻原）】 市報に載せたかは定かではないですけれども、自転車のマナーとかということに関しては、もう一人交通安全の担当の佐藤という者がいるんですが、そちらのほうで定期的に市報には載せているかなというふうに思っています。

【事務局（浪越）】 この五則が変わったというのはたしか載せたんですけれども、あと自転車のヘルメットが今度義務化されますというところも3月20日号に載せていく予定です。

【横田委員】 分かりました。なかなか皆さん市報、同じママ友世代に聞いても私が市報を読むのを変人扱いされるぐらいみんな市報ってそのまま古紙回収に出してしまっているの、市報さえ読んでおけば市民全員、本当だったら周知できることなんですよけれども、ホームページもなかなか開かないでしょうし、何だったら伝わるのかなという、その周知の仕方とかもう少し模索してもいいのかなという気がします。切符切るよりもまず周知することのほうが大事だと思うので。

【事務局（浪越）】 そうですね。なかなかやっぱり行政として何か周知したりなんかの手段が市報であったりですとか、あとはホームページというのが定番になってきてはいるんですが、それ以外に例えば直接町に出てその公園でも交通安全週間のときにおじいさんたちが集まってやってくれているんですけれども、そういったことですとか、直接呼びかけたりとか、そういったこともやっていきたいと思ひます。

ほかはいかがですか。

【根岸委員】 この自動車安全利用五則の中のうち、実際に罰則に関わる部分というのはどの項目であるのかということと、あと自動車の運転免許を保持している人とそうでない人については何か異なる部分というものがあるのかどうか、ちょっと専門的なことになるかもしれないですけれども、お伺ひしたいと思ひました。

【事務局（浪越）】 違反に関してはどうですか。

【江藤委員（新井委員代理）】 違反に関しては、去年10月31日をもって信号無視、一時停止、いわゆる逆走、それと歩道歩行、猛スピードでぬっていきような危険運転に関しては特に赤切符、先ほどあったと思うんですけれども、赤切符の告知を強化しております。

もう1点としては、免許あるなしで差異というものは特にはないです。

【事務局（浪越）】 免許あるなしだと交通ルールの理解度というものはちょっと違ってくるかな

という気はしています。免許を持っていない方のほうがこういった違反のほうが気づきづらいのかなというふうに思っています。

【事務局（浪越）】 ほかの意見は大丈夫そうですか。

どうぞ。

【一ノ瀬委員】 すいません。「自転車安全利用五則」の2番の「交差点では」というところなんですけれども、結構大学通りの道とか、朝、通勤のときに走っていることが多いんですが、そうすると結構今皆さん電動自転車とかに乗られていて、そこでちゃんと守るのがマナーだというのは皆さん知っていると思うんですけれども、そこで止まったりされるとかえって何か車道に出てが一っと走って行かれる方というのが多くいらっしゃる。それか逆に歩いたほうが早かったみたいな感じもあったりして、こういうものを作ったときとかはもともと電動自転車とかはないときからあったと思うんですけれども、電動自転車が入ってきたことによって結構走るスピードも人によって全然違ってきているので、そういったときに、ただこれはルールとしてあることなので、車幅をちょっと広くするとか、そういうことって特に難しいですか。今、花壇とか植木が置いてあるかと思うんですけれども、そこをちょっと幅を狭くするとか、そういうことは今は検討事項ではないですか。

【事務局（中村）】 大学通りの自転車レーンにつきましては、かなり前から議会のほうとかでも話題になっていまして、今日、北北建さんもいらっしゃいますけれども、うちのほうと重要な協議をさせてもらって、あそこをどうしていくかということを検討しているんですが、ちょうどまだいい方策が見つからない状況なので、引き続きそれは北北建さんと協議していきたいというふうに思います。広げていきたいというのは、その辺はもうそういった考えをお持ちなんですけれども、緑地帯もあるので、緑地帯をどう広げるかというのがあるので、いろいろ課題があるので、進めていきたいとは思っています。

【一ノ瀬委員】 ちょっと2問目であれなんですけれども、大学通りは一方通行だと思うんですが、さくら通りは相互通行というのは、何か幅とかの規則というかで周りの……。

【事務局（中村）】 ルールが変わった時期がありまして、昔は相互通行できたんですけれども、今は基本的には原則的には一方通行にしたというふうなこともありまして、さくら通りを整備した時点では相互通行で整備できたんですが、今は大学通りのところを相互通行にすることはなかなか厳しい。

【一ノ瀬委員】 では、今から作るとなると、あれで一方通行のレーンになるという感じが多い？

【事務局（中村）】 そうですね。ちょっとそれなりの状況もクリアしないとできない。

【一ノ瀬委員】 分かりました。ありがとうございます。

【事務局（浪越）】 ほかは大丈夫そうですか。

【根岸委員】 今の一ノ瀬さんのお話、自動車専用レーンについてちょっと気づいたんですけれども、ここは自動車の専用なんですけど、よくお花見の時期とかに結構歩行者の人が歩いていらっしゃる、写真を撮るためにこういますよね。私もここは逆走という問題が結構大きいと思うんですけれども、特に歩行者が自動車専用レーンを、特に市外の方とは知らないのも、もしくはそこが歩行者優先という意識でそこを歩いていらっしゃる方が時期にもよるんですが、そういう方がいらっしゃるのも、そういう方もかえって危険だと思いますので、何か対策があればなと思いました。

【事務局（浪越）】 毎年その花見のシーズンはうちも力を入れているシーズンで、立警さんのほうにも取締りを強化してくださいという依頼を出したりですとか、うちの交通安全のパトロールカー

にはスピーカーがついているので、そこから中走って乗り上げないでくださいというふうにつきついたりするのはするんですけれども、ちょっと夜なんかは対応ができない部分ですか、そういった部分もあるので、なるべく立て看板とか、そういうものの設置はしているんですが、なかなか守られていない状況です。引き続きやっていきたいと思うんですが、板坂さんなんかはよく言われていると思うんですけれども。

【横田委員】 ちょっと質問なんですけれども、今、根岸さんがおっしゃったのに加えて、自転車レーンがあって、車道があって、歩道があるじゃないですか。この車道に一時停止して店舗だったりとか、住宅であったりとかにこの花壇の間をさくら通りでも見たことあるし、大学通りでも見たことあるんですけれども、車道に止めた車から物を下ろすのにこの自転車レーンを歩いて通って、この緑地を通ってとか、木の間を通ってこちら側の歩道側の奥にある建物に運び入れるということは違法ではないんですか。たまに見かけて注意するものなのか、注意しないものなのか分からなくて困るときがあるんですけれども。

【事務局（浪越）】 ちょっと違法かどうかは分からないんですけれども、ただそれをやらないと商売が成り立たないと思うので、そこはちょっと取締りはしない。ただ、長時間車を止めているとやっぱり駐輪になってしまうので、ある程度常識の範囲内でやっていただければ、違法だったとしてもそこまで厳しくはやらないのではないかなと思いますけれども。

【横田委員】 分かりました。特に大学通りとかは、そこを遮られてしまうと、どこにも自転車行きようがなくなってしまってちょっと困ったこともあったので、あれと思って、結構大きなガラスの何かを運んでいたりとかしたことを見たことがあって、ありがとうございます。

【事務局（浪越）】 逆にそうですね、台車を置きっぱなしにしてどこかに行ってしまったったりとか、それはさすがに注意すべきことかなと思うので、警察に相談するみたいな感じで。

【横田委員】 ありがとうございます。

【事務局（浪越）】 特にほかは大丈夫そうですか。

では、続きまして、次の報告に移らせていただきます。報告3の自転車利用促進についてに移ります。

では、荻原のほうから説明をお願いします。

【事務局（荻原）】 では、次、資料1の3ページ目の後半部分、3、自転車利用促進について話をしていきます。ここで使う資料としましては、参考資料3-1、3-2ということで、コミュニティサイクル関係の参考資料をつけておりますので、そちらも併せて御覧ください。

令和4年度に実施したことといたしましては、引き続きコミュニティサイクルのポートを増設しております。詳しくは3-2の地図のほうを見ていただければと思うんですけれども、今市内で計35か所、280台分のポートが設置されています。来年度には、また追加の部分がありまして、セブンイレブンの国立学園通り店前というのがちょうど地図の真ん中あたり、真ん中の左側ぐらいですかね、セブンイレブンさんのポート数7となっているようなところを見つけられますでしょうか。この部分のポート数についても増加させる予定ですし、また、泉団地の辺り、地図で言うと南のほうに行ったところなんですけれども、そこに関してもシェアサイクルのポートが増える予定であります。なので、300台とまでは行かないと思うんですが、ここからさらに増加させる予定とはなっております。

シェアサイクルの3-1につきましては、今のシェアサイクルが置かれるまでの経緯ですとか、こ

ういう感じでスタートして現状はこうなっています、というものがまとまっておりますので、後で御一読いただければと思います。

以上がコミュニティサイクル関連の話になります。もう1つが令和5年度以降に実施していく予定のこととして、国立市がシェアサイクル観光連携推進事業というものに参加します。近隣他市さんと連携しながらコミュニティサイクルの需要を増やして、地域のおすすめスポットなんかのPRも併せて行う予定でおります。このシェアサイクル観光連携推進事業がどういうものなのかというのが4ページ目の上で軽くまとめさせていただいております。青四角で囲われているところになりますが、こちら令和4年度、今年度、福生市と立川市さんが、国立でもやっていますHELLO CYCLINGというものを導入されました。そこで、その2市がまず先だってシェアサイクル観光連携推進協議会というものを設立しまして、「観光地「つなごう」キャンペーン」というものを令和4年度に実施しました。

こちらどういうものかと言いますと、例えば福生市のシェアサイクルのポートで借りて、福生と立川の観光スポットを訪れた後に借りていないほうの立川市さんのポートに返したりすると、次回以降使える何円分かの無料のクーポンがもらえるというようなサービスになっています。なので、1つの市で借りて、観光地を回ってもらってもう1市に行ってもらってということで、他市とのつながりを作るようなキャンペーンにもなっております。

これに国立市も来年度参加する予定になっていまして、第1回の打合せみたいなものがまた3月末にありますので、ここでまた情報収集をして、次回までにどういうことをやりましたということを発表させていただきたいと思っております。

令和5年度からは国立市以外にもこちらに書かせていただきました、福生市、立川市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、武蔵村山市の7市合同で今回の「観光地「つなごう」キャンペーン」みたいなものを実施していく予定でおります。

以上がシェアサイクルの話になります。

【事務局（浪越）】 では、報告の3が終わりましたので、こちらでも委員さんの御意見等、お伺いできればと思います。いかがでしょうか。

補足しますと、こちらのシェアサイクルのほうは、平成30年度、今から5年ぐらい前に最初メルチャリというメルカリの事業者が行っているコミュニティサイクルのほうで広く進めていましたけれども、実証実験が3か月やって、それでかなり効果が得られたので、こういった事業に関して市のほうで支援していきましようという支援方針というものを作ったんです。その作ったタイミングでちょうどよくこのOpenStreetさんというところが行っているHELLO CYCLINGという事業が提案されまして、こちらを採用して市内の公園ですとか、公共施設に置かせてもらっているという形になっています。

ポート数もかなり伸びていまして、今の段階では280台という形になんですけども、ちょっと公共施設等、置ける場所がかなり少なくなっているのので、件数としてはちょっと頭打ちになってきている状態です。なので、お知り合いの方ですとか、商業施設の方でうちに置きたいという方がいらっしゃったらこちらの交通係のほうに御連絡いただければ、事業者の方におつなぎしますので、御要望があればおっしゃってください。

ほかには何か質問等ございますでしょうか。

【小嶋会長】 すいません。小嶋です。よろしいでしょうか。

【事務局（浪越）】 お願いします。

【小嶋会長】 ありがとうございます。すいません。ちょっとお伺いしたいんですが、このシェアサイクルの促進と先ほどお話のあったヘルメットの着用についていろいろな自治体で今悩んでいるのではないと思うんですが、国立市のほうでは何か方針など話し合われたりしておりますでしょうか。

【事務局（浪越）】 今回の段階でシェアサイクルの事業者としてどのような対策をしていくかということは聞いていない状態なんですけれども、恐らくシェアサイクルを使う上での、サイト、アプリから入る形になるんですが、そのアプリ内で啓発するとか、そういったところになってくるのかなというふうには思っています。

【小嶋会長】 状況をお教えいただいてありがとうございます。承知しました。

【事務局（浪越）】 ほかにありますでしょうか。

では、ないようなので、報告4のその他に移らせていただきます。こちらも荻原のほうからお願いします。

【事務局（荻原）】 今までの3までが国立市の自転車安全利用促進計画、青い冊子に載っているものの話になりまして、その他に関しましては、ちょっとそこからは外れてくる内容ではあるんですが、国立市であった出来事のその後というか、結果をまとめていったものになります。

まず（1）で、サイクルタイムズ閉鎖による影響がどう出たかというものを調べました。こちらは何かと言いますと、国立駅南口のところにnonowa国立WESTという施設があるんですけれども、そこにありましたサイクルタイムズ国立駅南口自転車駐輪場というものが令和4年8月10日に閉鎖されて、それに伴い自転車駐輪場需要でしたり、放置自転車というものが増えるのではないかという懸念がありましたので、その周辺の時期について、駐輪場の利用率でしたり、また、放置自転車の台数がどうなったかというものをグラフでまとめました。

5ページのグラフを見ていただきたいんですけれども、まず閉鎖となった8月10日前後の自転車駐輪場、国立1というのが地図を見ていただくと分かるんですが、タイムズさんがあった場所のちょうど西側、もう真隣ぐらいの場所の駐輪場になります。もう一つ下の赤いほうのグラフが中央線の高架下にある自転車駐輪場でして、地図で言うと左側に緑色の駐輪場がありますが、そうした位置関係となっております。

それとまず、国立1の利用状況を見ていただければと思います。こちらはまず8月10日というのがちょうどグラフの左3分の1のところですが、自転車の利用率を見ていただくと大体90%前後ぐらいで推移しているのが見て取れると思います。それで、8月10日を境に、8月の後半になってきますと、利用率というのは大体100%ぐらいを維持するような状況になっていますので、サイクルタイムズを使っていた方が、少し流れてきたのかなというのは読み取れるかなと思います。

また、中央線の高架下のほうを見ていただきますと、こちらに関しても8月10日を境に少し利用率というものは伸びているのかなというところでありまして。右側の軸が利用率にはなっているんですけれども、20%前後ですので、まだまだ余裕としてはある状況です。

次に6ページを御覧ください。国立駅前北口、南口で放置自転車の禁止区域というものを定めていますが、こちら7月から10月、4か月間にそこから撤去された自転車の台数をグラフ化したものになります。下の数字と併せて見ていただければと思うんですけれども、撤去日は8日、8日、10日、10日という感じで4か月推移しているんですが、7月は撤去台数が26台ということで、大体これが基準となります。8月も相変わらず26台、ちょっと9月の何日かはグラフから読み取れませんが、

23日と30日の間で10台、7台という感じで多くなってしまった日もあるんですが、また10月に入りますと大体この27台ぐらいに落ち着くのかなというところで、放置自転車が明らかに増えたというのはそこまで読み取れないのではないかなというのが結論になっております。

また、その参考程度に、先ほど8月の駐輪場の利用率のグラフを見せましたので、次に現状といたしますか、最近の駐輪場の利用率もグラフで作っております。まず上の青いほうが国立1ということで、ちょっと寒い時期ということで、定期利用者さんのほうでも自転車の利用を1回やめたいみたいな問合せも多く入った時期でもありますので、先ほど100%というのが続いていたところが90%ぐらいにはなっているんですが、国立1のほうの一時利用に関しましては大体がこのぐらいの利用率で推移しているところであります。

高架下に関しましては、利用率自体はそんなに高くないですが、基本的にはこの20%を少し超えたぐらいで推移しているところでありますので、タイムズさんの影響なんかは十分落ち着いているのではないかなというところであります。

【事務局（浪越）】 では、電動キックボードの法改正がありまして、今年の7月ぐらいから実際に法改正が行われるということになっておりまして、立川警察の江藤委員からそちらの関係で御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

【江藤委員（新井委員代理）】 それでは、引き続きこの8ページのところを見ていただければなと思います。

7月1日から、いわゆる歩道を走れるようになります。原則6キロ以下で歩道通行が可能となるということであるんですが、特にこちらの国立市に入っているのはBRJという会社が入っておりまして、その方ともお話をさせていただくんですが、どこで見極めるかというのが事業者のほうもちょっと今悩んでいるということでもあります。

現在ですと、免許証をアプリで撮って送って、それで判断して貸し出すということを取っているんですが、今度からは普通に免許も要らないということで、どのように見極めていくかといったところが会社のほうでも現在考えていますということで伺っております。

【事務局（浪越）】 ありがとうございます。

【事務局（荻原）】 一応つけました図のほうも簡単に見ていただければと思うんですけども、今、個人とキックボードのシェアリングをしています企業さんのほうで、ヘルメットの必要性であったりというのも分かっていたところです。こちらも7月1日からの改正道路交通法によりまして、今、お話いただきましたけれども、免許の有無とか特定小型というところでシェアリングの方が貸すものに関しましては、16歳以上ならば免許が不要になるとか、ヘルメットも自転車のほうも変わりますが、努力義務ということで変わってきます。また、6キロ以下だと歩道も走れるようになるというところで、実際6キロだとどういう違いがと言いますか、見て分かるものなのか、キックボード自体を見てこれ6キロ以下に設定されているなというのが分かるのかどうかというのが現状分からないところではあるんですが、その辺りも見ながら安全の啓発というものを市のほうとしてはしていきたいというふうに考えております。

【事務局（浪越）】 報告4につきまして、委員の方の御質問等ございますでしょうか。

町中で大分電動キックボードに乗っている方、たまに見かけるようにはなってきたんですけども、割とルー尔的な部分のナンバーがないものが歩道を走ってはいけないとか、そういったものは実はあるんですけども、それがなされていなかったりとか、なかなか周知が行き届いていない部分がある

中で7月1日から法改正が行われてかなり自由な形になってしまうので、ちょっと市としては推奨してどんどん乗って下さいというふうには言えない状況にはなっています。なので、ある程度安全確保ですとか、そういった部分というのがやっぱり確認されないと推奨できないかなというふうには考えています。

大丈夫ですか。

【横田委員】 自転車のことをいろいろ整備してきて、頑張っているところでまた新たな課題が出てきたんだというのを感じるんですけども、電動キックボードを自分が利用したことがないので分からないんですが、走っていると自分でも時速何キロ出ているのかというのは、多分自転車をこいでいて自分もよく分からない、気分がよくなるとスピードってどんどん上がるものだと思うんですけども、歩道を走るとき用に6キロ以下になるスイッチとかがもしあれば、本人も気づかずに違反してしまうということがないと思うし、周りで見ている人も安心して見ていられると思うんですが、そういったものはあるかどうかとか御存じの方いらっしゃいますか。

【事務局（浪越）】 そうですね、ちょっと事業者に聞いてみないと分からないのですが。

【事務局（浪越）】 あとは、この特定小型原動機付自転車というくくりで、これが必ずしも電動キックボードでなければいけないというわけではないんです。なので、ちょっと自転車と見分けがつかないこの形のものだったりとか。

【横田委員】 そうですね。自転車にエンジンがついているみたいな、昔々あったようなものが今も使っている方とかたまにいらっしゃる。

【事務局（浪越）】 そうですね。最高速度が何キロ以上出るともう原付はつくようになっているとか、するんですけども、それでもナンバーがついていない部分ですとか、ちょっと見極めがかなり難しいところになります。

あとはうちの駐輪場にもこれって置けるのかとか、そういったところもちょっと課題として上がってきているところです。

【事務局（荻原）】 では、ちょっと引き続き残っていた（3）の自転車歩道走行についてというのを最後に説明させていただきたいと思います。

こちらに関しても今までの話の中でも歩道走行のマナー違反という話は出てきたと思うんですけども、特に大学通りの歩道に関しまして苦情のお電話をいただくことがすごく増えています。そのため大学通りにおきまして、実際どのぐらいの人が歩道を走行しているのかというのを調査しまして、9ページの表にまとめたところであります。

調査場所としましては、8ページの地図を御覧いただければと思うんですけども、大学通りの西側が駅前郵便局の前、東側がポポロビルの前ということで、その歩道の部分になります。調査日は7月12日火曜日の天気としては曇りの日でしたというところで、まとめたものが9ページになります。これを見ていただくと、7時から10時までの3時間に区切って見ていきますが、こちらの時間帯としては3台、9台、5台となります。また、違反した方の年代は、こちらの確認したものになるので、多少外れている部分はあるかと思いますが、13歳未満の小学生辺りはまだいないということで、中学生、大学生になって何人か出てきます。また、それ以外の一般の方々というので一気に違反の割合というものが上がって、あとは高齢者の方も一定数いました。あとは子供乗せの自転車、お母さん世代の違反というものも見られるところかなというのがポポロ前のほうの表から読み取れます。また一方で西側の郵便局前に関しましては大体同じようなパーセントで推移しているのかなというの

が見て取れるのではないかなと思います。

2箇所を合わせまして、この3時間のうちに42件の歩道走行が見られたというところでございます。

また、参考程度に、そういう違反がありますので、大学通りの歩道には現状こういうサインキューブという、黄色いキューブに入れている板として、こうした文言での啓発はしていますが、一体これでどれだけの違反が減らせているのかというのが現状分からないところではありますので、載せる文言でこういうものだったら相手に響くのではないかとかというものがありましたら、また今後御意見をいただければというふうに思っております。

説明としてはこれで以上となります。

【事務局（中村）】 ちょっと補足なんですけれども、大学通りの自転車走行についてはいろいろ苦情をいただいているところで、現状どのぐらい走っているんだということを知らせてほしいという、そういうお話がありました。

以前に、東京都さんの北北建さんのほうで平成29年に調査した結果がもうちょっと広域でやっているんですけども、そのときの状況と比較できるようにということで、今回ポポロ前のところでやりました。そのとき、東京都さんのものをやったときは平成29年11月なんですけど、西側歩道、これで8時台のピーク時、8時から9時、このときは時間28台とかで、今回はそこでは9台と約3分の1の数になっています。東側の歩道に関しては、当時の約29台、今回は5台ということで6分の1になっていると。これが全てではないと思うんですけども、数としては増えている傾向には行っていないのではないかとこのように感じています。台数については一応そういう調査結果が出たという御連絡です。

【横田委員】 質問してもいいですか。すみません。この自転車は降りて通行してくださいというこの表なんですけれども、これは降りて通行していなかった人の数というふうに捉えたらいいですか。ほかの違反も含まれますか。

【事務局（浪越）】 歩道を自転車で通行している人の数です。

【横田委員】 ちょっとこれからは少し外れるかもしれないと思ったんですけども、この大学通りの自転車道が走りやすいか走りにくいかなというところが結構大きく影響しているような、そもそものモラルの問題もあると思うんですけどもあって、あそこすごいがたがたしているんですよね。自転車道にわざわざ設置されているわりにはアスファルトがつぎはぎでがたがたしていて、うちはまだ幼児がいるので前のかごに乗せて走っているんですけども、子供が舌を噛むのではないかとこのぐらいがたがたするんです。それよりかはタイルのほうをがたがたしないで走る、タイルを走りたくなる気持ちは痛いほど分かるので、自転車道をもう少しきれいにしてあげれば、これ、ちょっとは減るのではないかなという気はとてしていますので、お伝えしておきたい。

【宮田委員】 北北建でございます。この道路を管理してございます。そういった御意見、市民の方からいただきます市役所の通知でそういったものをいただきます。

私どももまず直せるところはまず速やかに直してそういったところがないようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【事務局（浪越）】 あとはちょっとすごく補足なんですけれども、今回、この調査、実際私も数を数えていたんですけど、ちょうどポポロ前のこの部分って、ちょうどこの四角がついている部分って交差点があるんです。この四角がある下に、下は横断歩道がないんです。なので、ここ、横断歩道

がないので、逆側を渡って、それで歩道を逆走するというパターンが結構多かったです。なので、実際、ほかの場所でやるとこれよりも数は少なくなるのではないかというふうに思います。ちょっと場所柄、歩道を逆走したくなるような位置にあるのは確かだと思います。

ほかに御意見等がございますでしょうか。

【根岸委員】 そうですね、今、大学通りの逆走とか歩道の自転車のお話があったんですけども、自分も大学通りの商店会のほうに所属しております、そういう問題をよく聞くんですが、どうしてもそのお店に行きたくて、ちょうど紀ノ国屋の前なんかもワンスパン切り込みがないから、あそこを丸々何ていうんですか、交差点から交差点まで行かないと渡れないんですよね。そういうところは何箇所かやっぱりあるので、本当に徹底するのであれば、少し人を流せるようにしないと、あとは今おっしゃったようなところの信号がないけれどもあそこを渡れるようにするとか、ちょっと距離が長いところが一方通行でどうしても出てきてしまっ、だからそこは本当は引かなければいけないんだろうけれども、そういうところをやっぱり乗って行かれる方は多いかなと思っていました。紀ノ国屋のところもそうですよね、あとはバーミヤンのところも多分切り込みないので。

【事務局（浪越）】 そうですね。逃げ場がなくなってしまうので、割と人がこうお祭りなんかをやったときに人が滞ってしまう。

【横田委員】 天下市のときみんなあそこを渡りたがるんですよね。一橋の一番下のへりのところですね。

【事務局（浪越）】 そういったところもちょうと考えていきたいと思います。

ほかにはありますでしょうか。

なければ、全ての報告事項を通して、改めて御質問、御意見等がございますでしょうか。

では、小嶋先生、一応、最後まで議題のほう、報告等させていただきましたので、できれば何か総括的な部分で一言いただければと思うのですが、よろしいですか。

【小嶋会長】 失礼ながらオンラインからの参加で総括というのは大変恐縮なんですけれども、私ごとながら子供の関係でそちらにお伺いできずに申し訳ありません。

本当にお住まいの方だからこそいただける意見というものは今回いただいた資料に関連してたくさん出していただけたのだなというのは聞きながら感じまして、ぜひそちらの御意見を有効に、安全に便利に自転車を利用できる環境づくりに市役所のほうで役立てられるような検討を引き続きお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上です。

【事務局（浪越）】 ありがとうございます。ちょうど1時間ぐらいたちましたので、ちょっと早いのですがこちらで終わらせていただきたいと思います。

今後の流れといたしまして、市のほうで議事録を作成いたしまして、皆様のほうにその内容を確認という形で郵送で送らせてもらいます。特に意見等、変えてほしいところがなければ、そのまま返信いただかなくても大丈夫ですので、その議事録に関しましては、名前が載るような形でホームページに掲載させていただきますので、そちらのほうだけ御了承いただければと思います。

では、これもちまして、自動車対策審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

— 了 —